

石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業のうち、石油供給インフラ強じん化事業に係るもの）業務方法書細則（案）

平成28年6月7日制定

（目的）

第1条 この業務方法書細則は、石油供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施する石油供給構造高度化事業費補助金（石油コンビナート事業再編・強じん化等推進事業のうち、石油供給インフラ強じん化事業に係るもの）業務方法書（以下「方法書」という。）について、その公正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この細則で使用する用語の定義は、要綱及び方法書において使用する用語の例による他は、以下に掲げるとおりとする。

2 方法書第1条に規定する「各地域の製油所等」とは平成28年6月7日現在、国内に所在する製油所および油槽所で、次の各号をいずれも満たす事業所をいう。

（1）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）第13条第1項に基づく災害石油供給連携計画（以下、「連携計画」という。）において共同利用する石油の貯蔵施設として定められている事業所

（2）油槽所については、石油会社が作成する系列BCPにその事業所名が記載された事業所。

3 方法書第3条に規定する「持続的に石油製品を供給しうる体制」とは、BCP（事業継続計画）で規定する最低限の入出荷機能を維持している体制をいう。

4 前項で規定する「BCP（事業継続計画）」とは、平成25年11月21日付資源エネルギー庁資源・燃料部長発出石油連盟会長宛て文書にて策定が要請されている「巨大地震等に備えた系列供給網の業務継続計画（系列BCP）」をいう。

5 方法書第3条に規定する「関連事業者」とは、次の各号をいずれかを満たす事業所をいう。

（1）石油を精製し供給する事業者またはその親会社（以下、「石油会社」という。）の出資会社で、油槽所の運営（石油会社が所有権を持つ石油製品（LPGを除く）の保管、受払作業、油槽所管理）を行う者

（2）石油会社との賃貸借契約、保管・受払業務委託契約等により石油会社が所有権を持つ石油製品（LPGを除く）を主に取り扱う設備を有する者

6 方法書第7条第1項に規定する「審査」とは、交付申請が交付要綱及び方法書で求める必要事項を満たしているか、また事業の妥当性に係る審査をコンソーシアム内で行うとともに、地盤工学、土木工学、機械工学の有識者等による審査委員会を設置し、学術的観点から工事の妥当性について審査することをいう。

（評価委員会）

第3条 前条第6項に規定する審査委員会の運営規定は別に定める。

(補助対象設備の範囲)

第4条 方法書第5条に規定する補助対象設備の範囲は別表の設備対象一覧の通りとする。

(交付申請の具体的手続き)

第5条 方法書第6条第3項に規定する補助金の交付申請手続きについては、同一事業所における同一年度の複数回の申請を可とする。

2 補助金交付申請書の提出は、次条に規定する交付申請期間内に、原則として郵送・宅急便または持ち込みとする。

3 交付申請は原則として事業所単位とする。ただし、物品の一括購入等で事業所毎の切り分けが不可能であり、コンソーシアムが認めた場合については一括での交付申請を認める。

4. 系列BCPの格付けがCである石油会社については交付決定の対象としない。

(親/子会社・関連会社に工事を発注する場合の利益排除について)

第6条 方法書第6条第3項に規定する補助金の交付申請手続きについて、親/子会社・関連会社に随意契約にて工事を発注する場合、以下の方法にて利益排除を行う。

(1) 交付申請時に入手可能な最新の計算書類に基づき、利益排除後の金額にて交付申請を行う。

(2) 交付決定後交付決定後に新たな計算書類が公表された際に、利益排除率が大きくなった場合のみ減額の計画変更を行う。小さくなった場合は交付決定金額の増減を行わない。

(3) 利益排除額の計算は経済産業省大臣官房会計課発行の補助事業事務処理マニュアルのとおりとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 方法書第7条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた石油会社は、その一部分のみを方法書第8条に規定する申請の取下げによって取下げることとはできない。

(収益状況の報告及びその対象)

第8条 方法書第19条第3項に規定する取得財産の管理(収益状況の報告)は、収益状況報告書(様式第1)によるものとし、その対象は、補助対象設備及び補助対象設備に関わるものとする。

(収益の定義)

第10条 第8条に規定する収益は、補助対象設備にあつては売却直近の期末時の簿価と補助対象設備の売却価額の差とする。

(収益納付金の納付)

第11条 コンソーシアムは、第8条の報告書の提出を受けたときは、その報告を審査し、石油会社に収益納付を命ずることとする。

2 石油会社は、前項の収益納付の命令を受けた場合は、すみやかに収益納付金の納付を行わなければならない。

(収益納付金の算定)

第12条 収益納付金は、次に掲げる算式をもって計算した額とする。ただし、補助金の確定額の合計額を限度とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

A：補助対象設備については売却直近の期末時の簿価と補助対象設備の売却価額との差又は補助事業を行う直前の当該土地の評価額と土地の売却価額との差

B：当該補助事業に既に支払われた補助金の確定額の合計額

C：補助対象工事費

附則（平成28年6月7日制定）

この業務方法書細則は、平成28年6月7日以降の平成28年度予算に係る補助金の交付を受けて行う事業から適用する。